【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成25年3月14日

【会社名】 アライドテレシスホールディングス株式会社

【英訳名】 Allied Telesis Holdings K.K.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 大嶋 章禎

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田七丁目21番11号

【電話番号】 03 (5437)6000

【事務連絡者氏名】 経理部長 島津 圭一

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田七丁目21番11号

【電話番号】 03 (5437)6000

【事務連絡者氏名】 経理部長 島津 圭一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定並びに平成24年3月27日開催の当社第25回定時株主総会決議に基づき、平成25年3月14日開催の当社取締役会において、平成25年3月22日に新株予約権の割当てを行うことを決議いたしましたので、下記報告内容第1「本邦における募集」について、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の2の規定に基づき提出し、下記報告内容第2「本邦以外の地域における募集」について、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

- 第1 本邦における募集
- (1) 銘柄 アライドテレシスホールディングス株式会社 第24回新株予約権
- (2)発行数 16,305個
- (3)発行価格 新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しない。
- (4)発行価額の総額 415,777,500円
- (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 当社普通株式 1,630,500株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。なお、単元株数は100株である。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割

(当社普通株式の無償割当てを含む、以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は255円とする。

- (7) 新株予約権の行使期間 平成25年3月22日から平成34年3月26日まで
- (8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

臨時報告書

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これ を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本 金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10)新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(11) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社の取締役4名、執行役員1名、監査役3名及び従業員14名並びに当社完全子会社の取締役1名、執行役員1名及び従業員105名に割り当てる。

(12) 勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

アライドテレシス株式会社 当社が発行済株式の総数を所有する会社 株式会社アライドテレシス開発センター 当社が発行済株式の総数を所有する会社

(13) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

- 第2 本邦以外の地域における募集
- (1) 銘柄 アライドテレシスホールディングス株式会社 第24回新株予約権
- (2) 発行数 32,730個
- (3)発行価格 新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しない。
- (4)発行価額の総額 834,615,000円
- (5) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 当社普通株式 3,273,000株

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。なお、単元株数は100株である。

ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割 (当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、 付与株式数を次の算式により調整する。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は255円とする。

- (7) 新株予約権の行使期間 平成25年3月22日から平成34年3月26日まで
- (8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。

(9) 新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これ を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本 金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10)新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(11) 発行方法

当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対する第三者割当の方法による。

(12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権の募集は、当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めるとともに、株主の視点を取り入れることにより経営参画の意識を高めることを目的として、当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。従って、本新株予約権の発行自体による手取金は発生しない。また、本新株予約権の行使に際してなされる払込みは、当該行使の決定が将来の行使期間における各本新株予約権者の判断に委ねられるため、現時点でその金額、時期を資金計画に織り込むことは困難である。本新株予約権の行使に際してなされる払込みの手取

金は、当社の運転資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、行使に伴う払込みがなされた時点の状況に応じて決定する。

- (13)新規発行年月日 平成25年3月22日
- (14) 上場金融商品取引所 該当なし
- (15) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称 該当なし
- (16)募集を行う地域

米国、ニュージーランド、オランダ、イタリア、トルコ、ギリシャ、シンガポール、中国

(17)保有期間その他の当該新株予約権証券の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の 取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。

以上